

山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例新旧対照表

新	旧
(設置) 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十二条第一号の福祉型障害児入所施設 を設置する。	(設置) 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） ）第四十二条第一号の福祉型障害児入所施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項の障害者支援施設の業務を総合的かつ有機的に行う総合福祉施設を設置する。
(業務) 第三条 山梨県立育精福祉センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。 一 次に掲げる者に対し、法第七条第二項の障害児入所支援（第七条第一項第一号において「障害児入所支援」という。）を行う事業 イ 法第四条第二項に規定する障害児のうち、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。次号において同じ。） ロ イに掲げる者であつた者のうち、法第二十四条の二十四第一項若しくは第二項の規定により引き続き障害児入所給付費等（法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等を	(業務) 第三条 山梨県立育精福祉センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業に関する業務を行うものとする。 一 知的障害児（児童福祉法第四条第二項の障害児のうち、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。第三号において同じ。）をいう。）に対し、同法第七条第二項の障害児入所支援（第七条第一項第一号において「障害児入所支援」という。）を行う事業

いう。)を支給することとされた者又は法第三十一条第二項若しくは第三十一条の二第一項の規定により引き続き障害児入所施設に在所させる措置を受けた者

二 障害児（法 第四条第二項に規定する障害児のうち、身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童をいう。第七条第一項第二号 において同じ。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。同条第三項及び第九条第二項において「障害者総合支援法」という。）第五条第八項の短期入所（第七条第一項第二号において「短期入所」という。）を行う事業

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者（十八歳以上である者に限る。第四号において「知的障害者」という。）及び児童福祉法第六十三条の三の規定により障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であるとして児童相談所長が市町村長に通知した児童（第四号において「通知児童」という。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項の生活介護（第七条第一項第二号において「生活介護」という。）を行う事業

三 障害児（児童福祉法 第四条第二項に規定する障害児のうち、身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び精神に障害のある児童をいう。第七条第一項第一号及び第三号において同じ。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五条 第八項の短期入所（第七条第一項第三号において「短期入所」という。）を行う事業

四 知的障害者及び通知児童に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十項の施設入所支

障害児入所支援を受けた第三条第一号イに掲げる者（法第二十七
 条第一項第三号の規定によりセンターに入所した児童を除く。）の保護者（法第六条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）及び第三条第一号ロに掲げる者（法第三十一条第二項又は第三十一条の二第一項の規定によりセンターに入所した者を除く。）

利用料金の額は、第一項第一号に掲げる者にあつては法
第二十四条の二第二項第一号の規定により内閣総理大臣が定め
る基準により算定した費用の額と同条第一項の入所特定費用の額
を基礎として指定管理者が定めた額とを合計した額とし、第一項
第二号 〃に掲げる者にあつては障害者総合支援法

障害児入所支援を受けた障害児の保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。第三号において同じ。）

利用料金の額は、第一項第一号に掲げる者にあつては児童福祉法第二十四条の二第二項第一号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の入所特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額とを合計した額とし、第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては障害者の日常生活及

第二十九條第三項第一 号の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額と 同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額と を合計した額とする。 4 略 (知事による管理) 第九條 略 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第七条第一項各号に掲げる者は、同項から同条第三項までの規定にかかわらず、同条第一項第一号に掲げる者にあつては法 第二十四条の二第二項第一号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の入所特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を、第七条第一項第二号 に掲げる者にあつては障害者総合支援法 第二十九條第三項第一号の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を納付しなければならない。 3 略	び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九條第三項第一 号の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額と 同条第一項の特定費用の額を基礎として指定管理者が定めた額と を合計した額とする。 4 略 (知事による管理) 第九條 略 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第七条第一項各号に掲げる者は、同項から同条第三項までの規定にかかわらず、同条第一項第一号に掲げる者にあつては児童福祉法第二十四条の二第二項第一号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の入所特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を、第七条第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九條第三項第一号の規定により主務大臣が定める基準により算定した費用の額と同条第一項の特定費用の額を基礎として知事が定めた額とを合計した額の使用料を納付しなければならない。 3 略
--	---